

1 議 事 日 程 (第1号)

(令和5年第4回久山町議会9月定例会)

令和5年9月4日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

福岡県介護保険広域連合議会

北筑昇華苑組合議会

粕屋南部消防組合議会

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会

・ 固定資産税課税に係る調査の報告

・ 令和4年度決算審査報告

・ 令和4年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率及び久山町公営企業の資金不足比率の報告

日程第4 議案第40号 久山町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第5 議案第41号 久山町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第6 議案第42号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について (町長提出)

日程第7 議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について (町長提出)

日程第8 議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について (町長提出)

日程第9 議案第45号 久山町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について (5久山町条例第15号) (町長提出)

日程第10 議案第46号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (5久山町条例第16号) (町長提出)

日程第11 議案第47号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (5久山町条例第17号) (町長提出)

日程第12 議案第48号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (5久山町条例第18号) (町長提出)

日程第13 議案第49号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (5久山町条例第19号) (町長提出)

日程第14 議案第50号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する

- 条例について (5久山町条例第20号) (町長提出)
- 日程第15 議案第51号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について (5久山町条例第21号) (町長提出)
- 日程第16 議案第52号 令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 日程第17 議案第53号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出)
- 日程第18 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(町長提出)
- 日程第19 議案第55号 令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
(町長提出)
- 日程第20 議案第56号 令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定について (町長提出)
- 日程第21 議案第57号 令和5年度久山町一般会計補正予算 (第3号) (町長提出)
- 日程第22 議案第58号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第23 議案第59号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第24 議案第60号 令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第25 陳情第7号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の採択について

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

6番	阿部恒久	7番	山野久生
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (14名)

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	重松宏明	経営デザイン課長	中原三千代
会計管理者	佐々木信一	上下水道課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	都市整備課長	大嶋昌広

税務課長	川上克彦	総務課長	久芳浩二
町民生活課長	井上英貴	産業振興課長	横山正利
教育課長	江上智恵	健康課長	亀井玲子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	城戸貞人
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から、令和5年第4回久山町議会9月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

会議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。表彰について、議会事務局長が説明いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（小森政彦君） ご説明いたします。

本表彰は糟屋地区議長協議会表彰であり、在職10年に達した議員に授与されるもので、10年以上の長きにわたり地方自治の発展に寄与された功績に対して贈られるものでございます。このたび表彰を受けられますのは、佐伯勝宣議員でございます。

表彰の伝達を行いますので、佐伯議員どうぞ前へお進みください。

○議長（只松秀喜君）

表 彰 状

久山町 佐伯勝宣殿

貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績のこされました

仍ってこれを表彰します

令和5年8月1日

糟屋地区議長協議会会長 只松秀喜

〔拍 手〕

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員からご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお願いいたします。

○9番（佐伯勝宣君） ありがとうございます。

ひとえに町民の皆さまのおかげで10年やってこれたと思っております。今後また、町民の皆さまのために、またいろいろ頑張っていきたい、そういうふうな思いでおるわけでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

次に、9月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さまおはようございます。本日ここに、久山町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年の夏は、全国で記録的な暑さが続きました。気象庁の発表によると、過去126年で最も暑い夏となり、6月から8月までの全国平均気温の最高を更新しました。9月に入り、稲穂は色付き始め、秋の気配を感じる時期ではありますが、まだまだ厳しい残暑が続く見込みです。皆さまにおかれましては、引き続き、熱中症などを含め体調管理には十分お気をつけください。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類に分類され約4カ月が経ち、社会経済活動も本格的に再開を始めました。本町におきましても、4年ぶりに全地区で夏祭りが開催されました。私は8行政区を訪問し、直接拝見させていただきましたが、どの地域も創意工夫を凝らした個性溢れる内容となっており、子どもからシニアまで幅広い世代がにぎわい、本町の活力を感じる素晴らしい夏祭りでした。改めて本町の強みである、顔と顔が見える関係づくりの大切さを再認識する貴重な機会となりました。

さて、日本国内における経済物価の動向については、資源供給の制限の緩和や政府の経済対策の効果などによって緩やかに回復しつつあると報道されています。しかしながら、今年は9月までに食品や衣料といった生活に密着した3万品目以上が値上げされ、ガス・電気・ガソリンなどのエネルギー価格高騰が続いており、生活の実態はいまだ厳しい状況です。政府としても、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を1兆2,000億円増額し、電気・ガス・食料品等価格高騰支援の強化を図っています。本町としましては、国の交付金を活用すると同時に町の実情に応じた独自のサービスを展開し、対策を図ってまいります。

次に、物価高騰による消費の落ち込みや世界的な経済情勢の悪化などの影響が懸念されていた、令和4年度の決算状況についてのご報告です。

町税につきましては、前年度と比較して約2,800万円、1.2%の増となりました。また、ふるさと応援寄附金は約1億3,100万円、36%の増となり、実質単年度収支は約1億6,000万円となりました。このような状況を踏まえ、引き続き、次年度以降の財源となる積み立てなども考慮しながら、今回の補正予算では、物価高騰対策の強化および経済活性化などを中心に昨年と同様に、ハード・ソフトの両面で予算を上程しています。

まず、ハード面では、山田～久原1号線や高橋～原線の舗装打替工事費、通学路安全対策工事費、公共施設の改修工事費などを計上しています。

ソフト面においては、物価高騰対策として学校給食費助成金の期間延長に加え、新たに保育所等の給食支援補助、高校生等の通学支援として定期券購入費補助、水稻農業振興と

して新生産調整活性化対策助成金を計上しています。

そして、報酬審議会の答申を受け、議員・特別職の人件費増額なども今回盛り込み、一般会計補正予算としては、合計1億4,157万6,000円の増額を計上いたしております。

最後になりますが、現在、本町のこれまでのまちづくりや新たな取り組みが、行政、企業など、さまざまなメディアで取り上げていただいています。7月27日には、デジタル庁から河野大臣がひさやま健診の視察にお見えになり、直接健診会場も見学されました。医療データを活用した健康づくりの仕組みや、何より町民の皆さまの健康意識の高さに驚かれ、高い評価をいただきました。

また、全国的な放送局による日本最大級の経済デジタル配信番組において、本町の特集取材が行われ、現在、配信に向けて準備が進んでいます。

そして今回、先導的なグリーンインフラモデル形成に向けた取り組みを促進する自治体として、国土交通省重点支援団体に選定されました。このような状況は、本町が国土・社会・人間の三つの健康づくりを大切にしてきた成果であり、現代社会で重要視される、ウェルビーイング、幸福度の高い先進自治体として認知されつつある証でもあります。そしてこのまちづくりの方向性は、行政だけではなく、企業にとっても共通目標であり、未来に向けた道しるべにもなっています。その表れの一つとして今回、西部ガス株式会社様から、環境や教育・福祉など多様な社会課題の解決に向けて、共に取り組んでいきたいという申し出をいただき、近々、連携協定を結ぶ運びとなっています。今後は、先導的グリーンインフラモデル形成に向けた新たな協議会等を開催し、西部ガス様のこれまでガス事業等で培ってきたノウハウ等を活用していただく予定となっております。

これからも産官学の幅広い分野で連携強化を図り、住民の皆さまが日々の暮らしにおいて、幸福の向上を実感できるまちづくりを推進してまいります。

引き続き、議員の皆さまのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今回、定例会に提案します議案は、久山町教育委員会委員の任命同意についてなどの人事案件、令和4年度決算認定および令和5年度補正予算など全21議案でございます。

詳細につきましては、担当課長が議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。続いて、私の方から、佐伯議員に一言申し上げます。

令和5年6月30日付で発行された議会報告において、元議会関係者である一般町民複数名について、個人を特定できる形で「議会会議録改ざんの不正行為の実行者」「不正の追及から逃した」などと記載し、町内世帯に配布しました。

しかし、これらの記述は全くの事実無根かつ、特定の私人の名誉を傷つける内容であり、久山町議会運営の信頼を大きく損なうものであります。

よって、佐伯議員に対し、個人の責任で発行された議会報告において、本件についての訂正を求めます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

(9番佐伯勝宣君「はい議長……」と呼ぶ)

発言は許可しておりません。

(9番佐伯勝宣君「議事進行といいますから発言を……」と呼ぶ)

発言は許可しておりません。

(9番佐伯勝宣君「一方的になりますよ」と呼ぶ)

本日の議事日程は……。

(9番佐伯勝宣君「はい議長。議事進行、9番」と呼ぶ)

許可しておりません。

(9番佐伯勝宣君「一方的でそれは民主的ではないんじゃないんですか」と呼ぶ)

許可しておりませんって言うてるでしょう。

(9番佐伯勝宣君「それは、じゃあ取り消してください今の発言を。それが許可できないんですしたら。発言の取り消しを求めます。議事進行」と呼ぶ)

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(只松秀喜君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、6番阿部恒久議員および7番山野久生議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(只松秀喜君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

福岡県介護保険広域連合議会、北筑昇華苑組合議会、粕屋南部消防組合議会および糟屋郡篠栗町他一市五町財産組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

次に、固定資産税課税に係る調査の報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 固定資産税に係る調査の報告をさせていただきます。まずもって、議会開会日にこのように、諸般の報告のお時間をいただき、誠にありがとうございます。

今回、6月議会中における全員協議会において、副町長・税務課長がご報告させていただいた固定資産税の課税誤りについて、経緯も含め、その後の調査結果についてご報告をさせていただきます。

まずは、経緯の報告を最初からさせていただきます。なお、納税者が特定される内容については、お話ができないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

今回、課税誤りがありました案件は、平成24年に開発行為により建築物が建築された土地であり、平成25年度から宅地および雑種地として課税されておりました。今回、令和4年中に建築物の増築が行われ、それにより宅地および雑種地の見直しを実施していたときに、補正係数が入力誤りがあることに気づき、確認したところ、平成25年度から令和4年度までの10年間、固定資産税が過大に徴収されていることが分かりました。

本来、入力すべき補正係数を取り違え、システムに入力したため、本来の額よりも過大に納付という状況となっております。今回の課税誤りにつきましては、私の就任前、平成25年度に起こった案件でありましたが、今回、増築行為により課税誤りを特定できたことは、幸いでもありました。そのため、町内に同様の案件がないのかの調査を行い、再発防止につなげることが私の最大の責務だと捉えております。

そこでまず、納税者に対し、5月16日、課税誤りおよび令和5年度の納税通知書と、平成24年度から令和4年度の更正通知書をお渡しするために、先方にお伺いし、おわびなら

びに説明を行い、ご理解をいただきました。その後5月25日付で、過誤納付金の還付を行いました。還付金額は10年間分で574万6,600円でした。

次に、5月31日、この旨を議長・副議長・総務文教委員長に報告し、議員の皆さまへの報告を、6月定例会中に行わせていただくことをお願いすると同時に、町内において同様の案件がないかの調査を行う旨をお伝えし、6月6日の全員協議会のお時間をいただくこととなりました。その際、私はあいにくその日に福岡県町村長臨時議会の出張が入っており、全員協議会に出席できない状況をお伝えしておりましたが、議会の日程上他の時間がとれないということでしたので、副町長・担当課長が出席してご報告していただくことをご了承いただき、6月6日の全員協議会の報告となっております。

その後、他の案件がないかの調査を行ってまいりました。調査結果としましては、同様のケース、開発行為により段階的に開発が進められた案件においては、他に誤りがないことを確認できましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、再発防止策についてですが、再発防止策を税務課に指示を行い、三つの対応策を検討いたしております。一部によっては、現在もう実施しております。内容については次のとおりです。一つ目に、現在入力確認を繰り返し実施していますが、別の担当者が再度入力確認を実施する。二つ目に、固定資産税について、複数の職員が業務を執行できるよう、研修会等への参加を推奨し、土地の異動処理ができるように調整を行う。三つ目に、税額の増減について通知前にチェックを行い、中身についても再度チェックを行う。このような再発防止に努めていきたいと思っております。

今回の案件を教訓として、今まで以上に再発防止策、職員の意識啓発を庁内全体で徹底し、実行してまいります。

以上で、私の今回の課税報告、調査の報告とさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 次に、令和4年度決算審査報告を求めます。

國崎代表監査委員から報告を受けますので、入場していただきます。

〔代表監査委員 國崎英機君 入場〕

國崎代表監査委員、決算審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） おはようございます。監査委員の國崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長から審査に付されました、令和4年度決算の審査が終了いたしましたので、ご報告をいたします。なお、意見書については、監査委員2名の合議によるものでございます。

令和4年度決算審査の対象にいたしましたのは、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計および公共下水道事業会計でございます。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書ならびに関係帳簿、証憑書類について、第一に決算の計数は正確であるか。第二に経理事務は関係法規に適合した処理がなされているか。第三に予算の執行は適正かつ効率的になされているか。以上の点に留意しつつ、関係課長および担当者の説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を行いました。

また、主な事業箇所での現地調査も実施いたしました。

審査の期間は、6月26日から8月8日まで実施をいたしました。

審査の結果は、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠されて作成されており、その係数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めますとともに、予算の執行および関連事務が適正に処理されていることをご報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項については、今後十分に検討され、適切な措置、改善を図られたいと考えます。

第1点は、不用額についてであります。不用額とは、歳出予算の経費の金額のうち、結果として使用する必要がなくなった額で、当該年度の歳出予算現額から支出済額および翌年度への繰越額を控除した残額のことです。令和4年度の一般会計の不用額は2億8,500万円に上り、支出予算現額の4.5%に当たります。不用額の発生の原因は、予算が効率的かつ経済的に実施されたこと、予想しがたい事情の変化によるもの、見積もり想定が実情と乖離^{かいり}していること等が考えられます。厳しい財政状況の中、より精緻な予算が執行されることにより不用額が減少すれば、さらなる前向きの投資が可能になると考えます。

第2点は、基金積立についてです。財政調整基金、教育振興基金、公共施設等整備保全基金等、毎年計画的に積み立てが実施されております。また各部署においても、公共施設の長寿命化、個別計画を策定されて対応されていますが、庁舎をはじめ、公共施設の老朽化は予想以上に進んでいると考えます。また、現地調査を実施すると、施設等の維持管理費が増加する現場が多く身受けられます。これらを踏まえ、より多額の積み立てを求めるものです。

第3点は、防災への取り組みについてです。数十年に一度の水害等が全国で頻発しています。当町でも、ハザードマップ上、水害の発生、土砂災害の発生が予想される地区があります。一方で、避難場所として指定されている施設が必ずしも高地にはないところもあります。避難指示が発令された場合に住民が安心して避難できる場所の確保が重要です。民間企業等にも協力をいただき、避難できる場所の確保を急ぐべきと考えます。また同時

に、それらをあわせた避難訓練の実施を求めるものです。

以上主な3項目について申し上げましたが、令和4年度決算審査意見書に他の項目および各会計の決算概要については記載しておりますので、ご一読いただきたいと存じます。

次に、令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率審査についてでございます。財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率および資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果は、各比率の算出は共に適正に処理されており、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率につきまして、全ての指標で早期健全化基準を下回っており良好な数値でした。

また、水道事業会計及び公共下水道事業会計における資金不足比率についても、特に指摘する事項はございませんでした。

以上で令和4年度決算審査報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございました。

國崎代表監査委員退場ください。

〔代表監査委員 國崎英機君 退場〕

次に、令和4年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率及び久山町公営企業の資金不足比率の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第40号 久山町教育委員会委員の任命同意について

日程第5 議案第41号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第40号久山町教育委員会委員の任命同意についてと、日程第5、議案第41号久山町教育委員会委員の任命同意については、関連議案のため一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） ご説明いたします。

議案第40号ならびに議案第41号久山町教育委員会委員の任命同意について、一括してご説明をいたします。

議案第40号につきまして、本案は、久山町教育委員会委員阿部榮子氏の任期が令和5年

10月5日をもって満了となるため、後任委員の任命同意について提案するものでございます。任命の同意をお願いする方は、町内在住の相良誠司氏です。相良氏は昭和56年4月に赴任された福岡市立香椎第二中学校教諭をはじめ、福岡市内の学校を歴任され、平成21年4月から福岡市立弥永小学校校長、平成25年4月から福岡市立松崎中学校校長、平成29年4月から福岡市立西陵高等学校校長と、小中高の校長を経験されておられます。また、平成15年から2年間、福岡市教育委員会主任指導主事を、平成26年から3年間、福岡市教育センター所長もされ、行政機関での勤務経験もございます。教育活動といたしましても、平成29年から福岡市いじめ問題対策連絡協議会委員、福岡市子ども読書活動推進会議委員なども歴任され、学校現場だけでなく、幅広い見識をお持ちです。

次に議案第41号、本案は、久山町教育委員会委員鷹野哲寛氏の任期が令和5年10月5日をもって満了となるため、後任委員の任命同意について提案するものでございます。任命の同意をお願いする方は、町内在住の實淵規美代氏です。實淵氏は昭和56年4月に久山町役場に入庁され、幼稚園教諭として久原幼稚園・山田幼稚園に奉職され、平成27年4月から園長となられ、平成31年3月に退職を迎えられました。退職後は引き続き、山田小学校教育支援員として教育に携わっていただき、久山町の教育行政をけん引してこられました。

今回ご同意をお願いする両名につきましては、教育委員として、見識・人格ともに申し分がなく、最適であると考えております。

なお、詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第42号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第7 議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第8 議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第42号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてから日程第8、議案第44号糟屋郡公平委員会委員の選任同意については関連議案のため一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第42号から議案第44号糟屋郡公平委員会委員の選任同意について、一括してご説明いたします。

議案第42号から議案第44号の3議案につきましては、糟屋郡公平委員会委員3名の任期

が令和5年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任同意をお願いする方は、福岡市中央区在住の尾畠弘典氏、次に、久山町在住の安倍政明氏、次に、篠栗町在住の城戸清壽氏の3名の方でございます。

詳細につきましては、議案説明会において担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますよう申し上げ、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第45号 久山町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第45号久山町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第45号久山町情報通信技術等を活用した行政の推進に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、情報通信技術を利用する方法による手続を開始するに当たり、例規上規定されている手続手法に加えて、情報通信技術を利用する方法を許容するための通則規程を設ける必要が生じたため、提案するものでございます。

条例の主な内容は、現在窓口で受け付けている申請業務の一部をオンライン申請で行えるようにする際、その様式等が窓口のものと異なるため、電子申請における申請書類の効力を有効とするためなどの措置を盛り込んだものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第46号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第46号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第46号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町議会議員の議員報酬の額につき、久山町特別職報酬等審議会から、糟屋郡内の他地方公共団体との均衡及び議員のなり手不足解消を図るために増額することが妥当との答申を受けたことに伴い、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年久山町条例第7号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容ですが、議長の報酬額32万円を35万3,000円に、副議長の報酬額27万1,000円を30万円に、常任委員長の報酬額25万6,000円を28万2,000円に、議員の報酬額25万円を27万5,000円にそれぞれ変更するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第47号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第47号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第47号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、監査委員の報酬の額を増額するに当たり、久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年久山町条例第3号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正内容ですが、監査委員で学識経験者の報酬額40万円を50万円に、議会選出の者の報酬額18万1,000円を23万2,000円にそれぞれ変更するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第48号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第48号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、町長、副町長及び教育長の給料の額につき、久山町特別職報酬等審議会から、社会経済情勢の変化、特別職に負託される職責及び複雑高度化する職務内容等に鑑みて、増額することが妥当との答申を受けたことに伴い、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和44年久山町条例第24号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容ですが、町長の給料71万9,000円を79万2,000円に、副町長の給料59万1,000円を65万円に、教育長の給料55万1,000円を60万6,000円にそれぞれ変更するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第49号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第49号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第49号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、子育て支援の施策として保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため公費医療費助成を拡充することに伴い、久山町子ども医療費の支給に関する条例（平成24年久山町条例第15号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正点は、対象者の方が病院等を受診される際の自己負担額の変更に伴うもので、主な内容としましては、通院時の自己負担額を、これまで3歳から中学生までは1月当たり規

定の800円から1,600円までのご負担をいただいておりますが、改正後は、3歳から就学前までを無償、小学生および中学生は1月当たり500円とさせていただくものでございます。

また、入院時の自己負担額は、これまで3歳から中学生までは、原則1日当たり500円としておりましたが、改正後は無償とさせていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第50号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第50号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第50号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、子育て支援の施策として保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため公費医療費助成を拡充することに伴い、久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年久山町条例第21号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正点は、対象者の方が病院等を受診される際の自己負担額の変更に伴うもので、主な内容としましては、小学生および中学生につきまして、通院時の自己負担額を、これまでの1月当たり800円を、1月当たり500円とさせていただき、入院時の自己負担額は、これまでの原則1日当たり500円を、無償とさせていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第51号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第51号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第51号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、子育て支援の施策として保護者等の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため公費医療費助成を拡充することに伴い、久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和49年久山町条例第14号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正点は、対象者の方が病院等を受診される際の自己負担額の変更に伴うもので、主な内容は、通院時の自己負担額につきまして、これまで3歳から就学前までは1月当たり500円としておりましたが、改正後は無償とするものでございます。

また入院時の自己負担額は、これまで3歳から中学生までは原則1日当たり500円または300円としておりましたが、改正後は無償とさせていただきます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第52号 令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第52号令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第52号令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町一般会計歳入歳出決算について監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定に付すものでございます。

令和4年度久山町一般会計は、歳入決算額65億1,338万8,109円。歳出決算額58億6,967万9,912円。歳入歳出差引額6億4,370万8,197円でございます。

決算の概要につきましてご説明いたします。

歳入は、総額で前年度より1億14万9,094円、1.5%の減となっております。歳入の主なも

のは、町税決算額22億6,164万351円、対前年度比2,792万1,470円、1.2%の増。地方交付税決算額7億5,620万円、対前年度比3,993万2,000円、5.0%の減。国庫支出金決算額8億2,519万4,540円、対前年度比2億1,424万3,134円、20.6%の減。寄附金決算額5億595万9,792円、対前年度比1億3,179万9,846円、35.2%の増。繰越金決算額5億4,652万3,323円、対前年度比2億602万1,055円、60.5%の増などです。

歳出は、総額で前年度より1億9,733万3,968円、3.3%の減となっています。歳出の主なものは、民生費決算額14億6,315万1,062円、対前年度比2億2,137万4,737円、13.1%の減。総務費決算額12億756万4,772円、対前年度比3億3,408万7,615円、21.7%の減。教育費決算額7億9,846万9,843円、対前年度比1億9,481万5,805円、32.3%の増。衛生費決算額6億2,015万5,529円、対前年度比8,344万7,145円、15.6%の増などです。

令和4年度に実施しました主な事業は、災害復旧事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、ひさやま保育園杜の郷園舎改修事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、登り尾～野間線、山田～久原1号線等の舗装打替事業、総合運動公園整備事業、山田小学校大規模改修事業などで、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した自治体DX推進事業、学生支援給付金給付事業、学校給食費等助成事業などです。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第53号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第53号令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第53号令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものとしたしまして、国民健康

保険税 1億6,604万8,175円、県支出金 7億2,621万6,000円、繰入金7,402万9,452円、繰越金2,822万5,253円。歳入合計としましては、9億9,543万2,067円であり、前年度よりも、5,308万9,074円の増額となり、対前年度比約5.63%の増となっております。

歳出の主なものとしましては、総務費4,602万4,285円、保険給付費 6億6,422万7,900円、国民健康保険事業費納付金 2億2,872万3,178円、保健事業費791万1,299円、諸支出金2,079万449円。歳出合計といたしましては、9億6,767万7,118円でございます、前年度より5,355万9,378円の増額となり、対前年度比約5.86%の増となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引いた2,775万4,949円が翌年度の繰越金となっております。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第54号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第54号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要としましては、財源となります歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料 1億1,779万1,980円、繰入金4,212万6,983円、繰越金556万4,480円。歳入合計としましては、1億6,634万9,248円であり、前年度よりも637万4,904円の増額となり、対前年度比は約3.98%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費934万5,781円、後期高齢者医療広域連合納付金 1億5,127万9,193円。歳出合計といたしましては、1億6,105万3,668円であり、前年度よりも664万3,804円の増額となり、対前年度比は約4.30%の増となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引いた529万5,580円が翌年度への繰越額となります。

詳細につきましては、議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第55号 令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第19、議案第55号令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長（久芳義則君） 議案第55号令和4年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてご説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により令和4年度久山町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて令和4年度久山町水道事業会計決算を、同法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

令和4年度久山町水道事業につきましては、令和4年度末給水人口は9,195人で、前年度と比べて83人増加しております。普及率は、年度末人口9,312人に対しまして98.7%。また、配水量110万7,889m<sup>3</sup>に対しまして、有収水量104万2,575m<sup>3</sup>で、有収率94.1%となっております。

決算といたしましては、収益的収入の決算は、水道事業収益2億6,780万7,238円で、収益的支出の決算は、水道事業費用2億2,862万6,163円であり、収益的収支差引額は3,918万1,075円となっております。

また、資本的収入の決算は、5,604万9,755円で、資本的支出の決算は、1億8,607万9,870円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,003万115円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額690万4,500円、当年度損益勘定留保資金9,284万2,752円および建設改良積立金3,028万2,863円で補填<sup>ほてん</sup>いたしております。

剰余金の処分といたしましては、当年度純利益3,217万793円と前年度繰越利益剰余金4億3,594万8,534円およびその他未処分利益剰余金変動額3,028万2,863円を足した令和4年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金4億9,840万2,190円全額を建設改良積立金に積み立てを行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第56号 令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第20、議案第56号令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長（久芳義則君） 議案第56号令和4年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町公共下水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

久山町公共下水道事業につきましては、令和4年度末処理区域内人口9,028人で、前年度と比べ57人増加し、水洗化人口は8,644人で、前年度と比べ126人増加しております。その結果、下水道普及率は年度末人口9,312人に対しまして97.0%、水洗化率は95.7%となっております。

また、総排水量88万9,225^m³に対しまして、有収水量88万8,826^m³で、有収率99.9%となっております。

決算といたしましては、収益的収入の決算は、下水道事業収益4億4,827万8,547円で、収益的支出の決算は、下水道事業費用3億9,048万3,719円であり、収益的収支差引額は5,779万4,828円となっております。

また、資本的収入の決算は、2億7,558万1,030円で、資本的支出の決算は、3億7,238万5,203円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,680万4,173円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,297万3,791円、過年度損益勘定留保資金6,372万1,665円および当年度損益勘定留保資金2,010万8,727円で補填^{ほてん}をいたしております。

剰余金につきましては、当年度純利益5,020万825円と前年度繰越利益剰余金1億1,791万7,773円を足した令和4年度久山町公共下水道事業会計未処分利益剰余金1億6,811万8,598円につきましては、処分は行わず全額を繰り越すものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第57号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第21、議案第57号令和5年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） 議案第57号令和5年度久山町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町一般会計について、1億4,157万6,000円の増額補正をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額60億3,187万9,000円に、歳入歳出それぞれ1億4,157万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,345万5,000円とするものでございます。

今回の増額の主な理由は、物価高騰対策として、高校生等通学定期券購入費補助、保育所の給食支援補助、学校給食費助成期間の延長などの実施。経済対策として、工事費や修繕料の増額。また、条例改正に伴う議会議員および特別職の人件費の増額などです。

歳出増額の主なものは、山田～久原1号線や高橋～原線の舗装打替工事費を含む道路維持費5,700万円、学校給食費助成金を含む教育振興費1,476万8,000円、水稻農業の支援である新生産調整活性化対策助成金を含む農業振興費707万9,000円、保育所等給食支援補助金を含む児童福祉施設運営費431万3,000円、高校生等通学定期券購入費補助金を含む交通アクセス対策費320万9,000円、議会議員および特別職の人件費増額518万2,000円などです。

ほかに、令和4年度に実施しました事業の国県支出金等の超過交付分を返還するための精算返納金予算が、一般会計全体で3,076万円となっております。また、人事異動等に伴う人件費の組み替えも計上しております。

財源となります歳入は、地方交付税、国県支出金、繰越金などで、当初予算に計上しておりました、財政調整基金繰入金6億円のうち、4億円を減額しております。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第58号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第22、議案第58号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第58号令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額10億8,356万8,000円に、歳入歳出それぞれ3万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,353万7,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、印刷製本費1万6,000円の増額、人件費4万7,000円の減額でございます。

そのための財源であります歳入補正といたしましては、国庫補助金1万6,000円の増額と一般会計繰入金4万7,000円を減額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第59号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第23、議案第59号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第59号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額1億7,068万4,000円に、歳入歳出それぞれ547万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,615万8,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、人件費6万5,000円の増額と後期高齢者医療広域連合納付

金529万6,000円の増額と一般会計繰出金11万3,000円の増額でございます。

そのための財源であります歳入補正といたしましては、事務費繰入金6万5,000円の増額と繰越金529万6,000円の増額、雑入の事務費負担金精算返還金11万3,000円の増額で対応するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第60号 令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第24、議案第60号令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長（久芳義則君） 議案第60号令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既決の公共下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額3億8,932万円に290万円を増額し、資本的支出の予定額を3億9,222万円とするものでございます。

概要につきましては、次年度着工予定の下久原地区下水道工事に伴う積算業務委託料の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 陳情第7号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の採択について

○議長（只松秀喜君） 日程第25、陳情第7号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の採択についてを議題とします。

お手元に配布しました陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

— 令和5年第4回9月定例会 —

(9番佐伯勝宣君「はい議長……」と呼ぶ)

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時37分